

# 印鑑登録証 廃止届

清瀬市長 殿

下記のとおり申請します。

申請日	令和	年	月	日
電話				

印鑑登録者	住所	清瀬市	丁目	番	号
	氏名	フリガナ		生年月日	
		アパート名等 ( )		番地	
				大・昭・平・令 年 月 日	

廃止	<input type="checkbox"/> カード回収 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 改印 <input type="checkbox"/> その他 ( )
----	--	--

[窓口へ届出にきた方]

<input type="checkbox"/> <b>本人</b> <small>※右の欄への記入は不要です。</small>	住所		
<input type="checkbox"/> <b>代理人</b> <small>※委任された代理人の住所・氏名・電話を記入してください。</small>	氏名	フリガナ	電話
			( )

**【注意事項】**

**印鑑登録証廃止届について**

- 印鑑登録証廃止届は、印鑑登録されている本人の意志で自ら手続きをしなければなりません。
- 疾病、その他やむを得ない理由により、代理人が申請する場合には、印鑑登録される本人が作成（委任内容を記載し自署及び押印）した委任状が必要です。
- 印鑑登録証廃止届をした後は登録が抹消されますので、印鑑登録証明書が必要なときは改めて印鑑登録申請が必要です。（印鑑登録証の再発行には手数料150円かかります。）
- 満15歳未満及び印鑑登録される本人の意志ではない方の印鑑登録証廃止届は受けられません。
- 成年被後見人の方の印鑑登録証廃止届は法定代理人（成年後見人）の同行が必要です。

**代理人に依頼する場合**

- 代理人に依頼する場合は、委任状（ダウンロード可※窓口にもご用意があります。）が必要です。
- 委任状は、必ず印鑑登録されている本人が作成（委任内容を記載し自署及び押印）してください。
- 満15歳未満の方は代理人にはなれません。

**【お問い合わせ先】 市民環境部市民課住民係 ☎042-497-2037（ダイヤルイン）**

印鑑登録者	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 公的手帳類 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他( )	登録番号	第	号					
	代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 公的手帳類 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他( )	その他の確認書類等			受付	処理		
			<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
備考									